

令和5年度  
第3回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：令和6年1月30日（火）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

令和5年度 第3回明石市都市計画審議会

日時：令和6年1月30日（火）午後2時00分～

場所：市役所議会棟 大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選出

3 議 題

(1) 議案事項

議案第2号 東播都市計画用途地域の変更〔明石市決定〕

議案第3号 東播都市計画高度地区の変更〔明石市決定〕

議案第4号 東播都市計画特別用途地区の変更〔明石市決定〕

議案第5号 東播都市計画地区計画（江井ヶ島駅北地区地区計画）  
の決定〔明石市〕

議案第6号 東播都市計画下水道の変更〔明石市決定〕

(2) 諮問事項

諮問第1号 東播都市計画区域区分の変更（江井島地区）〔兵庫県決定〕

諮問第2号 明石市立地適正化計画の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員（12名）

安田会長

大塚副会長

水野委員

嶋本委員

金尾委員

千住委員

長尾委員

正木委員

宮坂委員

藤田委員

戒本委員

松尾委員(代理)

○出席幹事（5名）

東幹事

松原幹事

前田幹事

鈴木幹事

高橋幹事

### 第3回明石市都市計画審議会

令和6年1月30日

午後2時00分～

市役所議会棟 大会議室

(開会 午後2時00分)

○事務局 ただいまから令和5年度第3回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本市では、脱炭素社会の実現やジェンダー平等の実現に向けて、通年でノーネクタイなどの軽装に努めておりますことをご了承願います。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元の資料をご確認ください。本日当日配布としましては配席図、カラー刷りの用途制限の概要、あと最後に3つ目、「大規模集客施設の立地規制とは」という3つの資料、お席のほうに置かせていただいています。

なお、次第、委員名簿、議事に関する資料、これ全部で今日は7つございます。こちらにつきましては事前にお届けしております。事前配布も含めて資料の過不足ございませんでしょうか。もしありましたら、また途中でも結構ですので、事務局にお声がけください。

それでは、続きまして、本日の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。

本日は、西川委員と中村委員が都合によりご欠席との連絡を受けております。委員総数14名のうち12名の出席をいただいておりますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行は、安田会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○会長　それでは早速ですけれど、お手元の会議次第に従いまして、進めさせていただきます。

議題に入ります前に、まず、議事録署名人の選出でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして私から指名させていただくことになっております。

本日は、水野委員さんと長尾委員さん、お二人にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本審議会の公開、非公開についてですが、今回は、審議会運営要領によりまして、原則公開となっております。

本日の会議におきまして、会議を公開することにより、個人情報の保護及び公正、又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○会長　それでは、本審議会を公開といたします。

傍聴者の方がおられましたら入場を認めますので、本日の傍聴者につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○事務局　本日の傍聴者はございませんのでよろしくお願ひいたします。

○会長　それでは、議題に入ります。

お手元の会議次第でございますように、本日は、審議事項が5件、諮問事項が2件ございます。今回、このいずれもが江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更に関わる案件となっております。議案第2号から第6号までの分につきまして明石市決定分であり、それから、諮問第1号につきましては兵庫県決定分、諮問第2号については明石市策定分となります。

これらの案件は、去る8月22日の審議会におきまして、事務局から事前説明を受

け、皆様からご議論いただいた案件でございます。

これらはいずれも相互に関連しておりますので、一括して事務局より説明を受け、その後、ご意見等いただきたいと思っております。

議案第2号「東播都市計画用途地域の変更」、議案第3号「東播都市計画高度地区の変更」、議案第4号「東播都市計画特別用途地区の変更」、議案第5号「東播都市計画地区計画（江井ヶ島駅北地区地区計画）の決定」、議案第6号「東播都市計画下水道の変更」。それから、諮問第1号「東播都市計画区域区分の変更（江井島地区）」、諮問第2号「明石市立地適正化計画の変更について」であります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　　本日、議案第2号から第6号まで、及び諮問第1号につきまして一括してご説明させていただきます。失礼ながら座って、説明申し上げます。

本案件の内容につきましては、今年度第1回都市計画審議会にて事前説明をさせていただきました。その後、県知事協議や法定縦覧等を経て本日に至っております。

初めに、都市計画変更案の内容を簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料、委員名簿の次のページでございます「位置図」をご覧ください。

当該地は、赤で囲っている部分のとおり、山陽電鉄江井ヶ島駅のすぐ北側に位置しており、全体では約6.8ヘクタールあります。

前方のスクリーンをご覧ください。航空写真になります。現在、住宅や工場などが密集しており、現在の都市計画では「市街化調整区域」となっております。市街化調整区域におきましては様々な建築制限が伴うことから、現在、駅前という実状に合った市街化区域へ変更しようとするものです。

緑色で囲っている部分の田畑約1.7ヘクタールの区画整理事業を計画中です。

今回の都市計画変更の内容としましては、大きくは市街化区域への変更になります。そして、このエリア全体の用途地域を準工業地域へ、高度地区を第4種高度地区に設定します。また、地区計画により建築物の高さ・用途を制限します。そして、下水道

計画を変更します。

以上が、都市計画変更案の内容になります。

資料が前後いたしますが、お手元資料の諮問第1号「東播都市計画区域区分の変更（江井島地区）」をご覧ください。当該地の市街化区域への編入につきましては、兵庫県が決定することになります。

3ページ目の理由書をご覧ください。記載のとおり、鉄道駅周辺の既成市街地であることと、利便性により市街化が進みつつあることから、この度の市街化区域への編入は、県が策定している「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」と、あと市が策定している「明石市都市計画マスタープラン」と整合しています。また、既に住宅、工場等が集積している既成市街地を含めて計画的な土地利用を誘導するため地区計画を定めます。さらに、土地区画整理事業で調整池を設定する等により、降雨による浸水の発生を抑制します。

この度、土地区画整理事業に関する地権者の合意形成が図られたことから、新たな住宅市街地と周辺の既成市街地が調和した良好な居住環境の維持と保全を図るため、市街化区域へ編入するものとします。

6ページ、7ページ目の変更の概要図となっております。当該地を市街化調整区域から市街化区域へ変更いたします。

続きまして、議案第2号「東播都市計画用途地域の変更について」、ご説明します。

ここからは、全て明石市が決定する都市計画の説明になります。

お手元の議案第2号の4ページの理由書をご覧ください。「山陽電鉄江井ヶ島駅の北側に位置する約6.8ヘクタールのエリアにおいて、市街化調整区域から市街化区域へ変更する。土地利用の現況及び今後のまちづくりの方針を踏まえ、より合理的な土地利用の推進と住環境の保全を図るため、本書のとおり用途地域を準工業地域に指定する。」としています。

6ページの変更前後対照図をご覧ください。今回の全てのエリアにおきまして用途

地域は準工業地域を設定します。

これは現在、住宅や工場などが混在していることから準工業地域としています。

本日机上に配付させていただきました「用途地域による建築物の用途制限の概要」をご覧ください。明石市では11種類の用途地域を指定しています。左側から住居系、商業系、工業系の用途地域が並んでおりまして、それぞれに「住宅」「店舗」「事務所」「工場」などの建築物の用途が建てられるかどうかを表記しています。こちら赤枠内が、この度指定しようとしている準工業地域の制限となっており、丸印が多く並んでいます。

準工業地域の特徴としましては、表のとおり様々な用途の建築が可能となります。

そこで、後ほど説明いたしますが、地区計画により、住宅市街地にふさわしくないものを、建築できないものとして定めています。

次に、議案第3号「東播都市計画高度地区の変更について」ご説明します。

お手元の議案第3号の4ページ「理由書」をご覧ください。

「この度指定する用途地域を補完し市街地の良好な居住環境の維持保全を図るため、高度地区を変更する。」としています。

本日の配付資料、先ほどの用途地域による建築物の用途制限の概要の裏面をご覧ください。当該地には、準工業地域と合わせて第4種高度地区を指定しています。この高度地区は高さ規制の一つです。太陽光は南から差しますので、例えば敷地の北寄りに高い建物が建つと、裏側の敷地への日当たりが悪くなります。裏側の敷地の日当たり確保のために建物の高さを規制するものであります。

6ページの変更前後対照図をご覧ください。図のとおり第4種高度地区を指定いたします。

続きまして、議案第4号「東播都市計画特別用途地区の変更について」ご説明します。お手元の議案第4号の3ページの理由書をご覧ください。「本市においては、大規模集客施設の立地による都市構造や都市基盤に与える影響を抑制するため、準工業



地域において特別用途地区（大規模集客施設規制地区）を定めている。

この度用途地域の指定に伴い、準工業地域が新たに指定される地域について、用途地域による規制との調和を図るため、特別用途地区を変更する。」としています。

本日配付いたしました「大規模集客施設の立地規制とは」をご覧ください。明石市では、準工業地域と重ね合わせて「特別用途地区」を指定しています。これは、店舗面積1万平米を超える大規模集客施設の立地を規制するものです。

今回の都市計画変更におきましては、準工業地域を指定しますので、それと合わせて「特別用途地区」を指定します。

5ページの変更前後対象図をご覧ください。図のとおり「大規模集客施設規制地区」を指定いたします。

次に、議案第5号「東播都市計画地区計画（江井ヶ島駅北地区地区計画）の決定について」ご説明します。お手元の議案第5号の資料3ページをご覧ください。

この度、エリア全体に地区計画を定めます。名称を「江井ヶ島駅北地区」としてします。

準工業地域は比較的制限が緩やかで、今後、様々な用途や形態の建物が建つ可能性があることから、住環境の保全を目指し、「地区計画」という制度を使い、「一定の用途」や「高さの制限」を追加します。

こちらの江井ヶ島駅北地区地区計画の目標は、「利便性の高い立地特性を踏まえ、土地区画整理事業により形成される住宅市街地と周辺の既成市街地が調和しながら、良好な居住環境を形成するよう誘導するとともに、より良い住宅市街地の維持・保全を図ること。」としています。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらの地区計画につきましては、南北の県道を境に、黄色塗りの〔住宅一般地区〕、オレンジ色塗りの〔住宅沿道地区〕、水色塗りの〔住工共存地区〕の三つに区分しています。

高さについては、現在住宅が立ち並ぶ〔住宅一般地区〕と〔住宅沿道地区〕は10

メートル以下とし、工場が多く立ち並ぶ〔住工共存地区〕は15メートル以下としています。

用途制限につきましては、全てのエリアで、より良好な居住環境や充実したコミュニティ環境の形成を目指し、単身のワンルームマンション、ホテル・旅館、ボーリング場、カラオケボックス、パチンコ、ゲームセンターなどの遊戯施設、映画館、キャバレーなどの風俗施設の建築を制限しています。

ただし、黄色塗りの〔住宅一般地区〕のみ事務所や大きな店舗、工場などの建築も制限しておりまして、概ね第一種中高層住居専用地域なみの制限としています。

先ほどの「用途地域による建築物の用途制限の概要」の右から3列目の「第一種中高層住居専用地域」をご参照ください。こちらは地域そのものの制限ではありませんが、概ねの制限としてご参照ください。

用途と高さの制限は条例化し、強制力のある規制となります。

お手数ですが、資料3ページにお戻りください。こちらは地区計画の計画書になります。最初にご説明した「地区計画の目標」と「土地利用の方針」等を示しまして、4ページの内容は「建築物の用途制限」や「高さの最高限度」など具体的な制限内容であります。

以上が、地区計画の決定についての説明になります。

続きまして、議案第6号につきましてご説明させていただきます。お手元の議案第6号の資料をご覧ください。資料の2ページでございます。下水道計画の案でございます。

今回、雨水排水区域面積の変更を行い、赤根南部排水区に約7ヘクタールを追加するものです。なお、汚水排水区域につきましては、変更はございません。

3ページが理由書でございます。下から3行目に記載がありますとおり、下水道計画では、浸水の防除を図る排水区域の対象を市街化区域として設定していることから、江井ヶ島駅北地区の市街化区域編入に伴い、今回、排水区域に約7ヘクタールを追加

するものでございます。

4 ページ目が変更前後対照表でございます。今回、2 の排水区域のうち雨水につきまして約7ヘクタールを追加し、約3,900ヘクタールに変更しようとするものでございます。

5 ページの図をご覧ください。この度市街化区域へ編入されます江井ヶ島駅北地区は、資料下段の総括図（雨水）の赤く着色した場所となります。今回の市街化区域編入に併せて、当該地区の約7ヘクタールを雨水排水区域に追加するものでございます。

また、資料上段、総括図（污水）をご覧ください。当該地区は、古くから住民が生活を営んでいた区域であり、従前から污水排水区域に設定されていまして、この度の変更はございません。

以上が今回の都市計画変更の対象でございます。

次に、地区計画の決定に際し実施した条例縦覧についてご説明します。土地建物所有者164名へ、計画案を記載した案内文を個別郵送し、さらに市の広報誌、市のホームページ等で周知しておりましたが、縦覧者数、意見者数は0件でした。なお、ホームページの閲覧件数は196件でした。

法定縦覧につきましては、こちらも市の広報誌、市のホームページ等で周知しておりましたが、縦覧者数、意見者数は0件でございました。なお、ホームページの閲覧件数は715件ありました。

最後に、「現在までの取組みと今後の予定」についてご説明します。

ここに至るまでに、江井ヶ島駅北より良いまちづくりの会にてアンケート実施や計画の検討、意見の集約などを行いまして、昨年度の12月に都市計画の変更要望案を市へ提出されました。その後、市にて計画案を作成し、県・国との協議など手続きを進めております。そして、6月に説明会を開催し、同時に意見募集も実施いたしました。説明会と意見募集の結果につきましては、8月の都市計画審議会にてご報告をしております。

そして、この度の都市計画変更のうち、市街化区域への編入については県が決定するものですので、9月に県へ案の申出をし、国との事前協議へと進めてまいりました。

市が決定する用途地域、高度地区、地区計画等は、10月に県知事協議を終えております。その後、12月に都市計画法に基づく縦覧を実施し、本日、明石市の都市計画審議会での審議、諮問をさせていただきました。

今後の手続きにおいては、3月に兵庫県都市計画審議会での審議、国との同意協議もありますので、若干遅れる可能性もありますが、都市計画決定の時期につきましては令和6年5月を見込んでおります。

地区計画の決定のうち、用途と高さの制限は条例化し、強制力のある規制になります。こちらは6月の条例化を予定しています。

以上で、本件についての説明を終えさせていただきます。ご清聴いただきありがとうございました。

○企画・調整室          諮問第2号「明石市立地適正化計画の変更について」、ご説明いたします。

まず初めに、立地適正化計画とは、都市再生特別措置法に基づき、誰もが便利で安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めるために策定するものでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。こちらが立地適正化計画作成の流れでございます。

立地適正化計画を策定、変更する場合、計画素案作成後、パブリックコメントや説明会による住民意見の聴取後に、都計審の意見聴取が必須となっております。

そのため、本計画の策定時もこの流れで進め、市民説明会、パブコメ、都計審での事前説明、諮問を経た上で、昨年4月に本計画を公表したところでございます。この度の立地適正化計画の変更につきましても、同様の手続で進めており、本日の都計審において諮問、意見聴取をお願いするものでございます。

それでは、お手元の資料「明石市立地適正化計画の変更について」をご覧ください。

変更内容につきましては、先ほどの諮問第1号「東播都市計画区域区分の変更」に併せて、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域を立地適正化計画において、区域指定なしから居住誘導区域に変更するものでございます。

変更箇所につきましては、江井ヶ島駅北側の灰色に塗っている市街化調整区域のうち、市街化区域編入する区域、新たに水色に塗っている区域を立地適正化計画において、区域指定なしから居住誘導区域に変更するものでございます。

変更する図面につきましては、表のとおり、本編で8か所、概要版で1か所でございます。変更後の図面につきましては、別紙1、別紙2のとおりでございます。

変更時期につきましては、2024年、本年5月頃、東播都市計画区域区分の変更決定告示日と同日とする予定でございます。これまでの経緯・今後のスケジュールにつきましては表のとおりでございます。

明石市立地適正化計画の変更についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○会長        それでは、ただいま説明を受けましたが、最初に申し上げましたように、本件これらはいずれも江井ヶ島駅北地区の区域区分の変更に係る関連、制度も含めた説明でございました。ご質問、ご意見ございましたら、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、どうぞ。

○副会長        地区計画の中で、もし、何か将来的に考えておられるのであればちょっと教えていただきたいのですが、江井ヶ島駅は山電さんによってすごくバリアフリー化がされて、エレベーターも付いてトイレもあって、バリアフリー的にはすごくよくなったというところがありまして、ここは恐らく都市計画予定の道路のところも含んでいると思うんですが、今日お聞きしたいのは、南のほうは線路を挟んで、将来的に山電さんの駅の北側を整備されるのか、あるいは、随分昔にここの地元のほうから

「ロータリーを造ってほしい」という、大分前の話なので、もうあれなんですけれども、そういう駅前ですね、そういう要望等もありまして、今後の話になるとは思いますが、線路を挟んで北側のところに駅関係のそういう施設ができるのか、ロータリーとかできるのかどうなのか。あるいは、この都市計画道路ですね、ここずっと続いているやつがいつできるか分かりませんが、できるとまた変わってくるのかなと思います。

駅ってすごく大事だと思うので、駅周辺で何かそういう計画がもしあれば、考え方があれば教えていただきたいですが、いかがでしょうか。

○会長 事務局のほうで回答できる範囲で。もし、なければないということでもよろしいです。

○事務局 ご質問ありがとうございました。

駅周辺のロータリー等の計画なんですけれども、申し訳ありません。特に計画等はございません。よろしいでしょうか。

○事務局 補足させていただきます。江井ヶ島駅ですね、バリアフリー化しまして、出入口自体は南側にあるという状況でございます。今回は区域区分の変更ということで、北側のエリア一帯を市街化区域に変更するというので、一定、今の状況でも市街化されてる、居住空間があつたりとか工場があるような状況ですので、劇的に北側の土地利用の状況が変わるということはないかなとは思っているんですけども、これから区画整理もございまして、あと区画整理してないところの若干空き地とかもございまして。その土地利用、あと工場があつたりとか、その辺はやはりこれから市街化区域になるということは、土地利用が非常に活性化になると思いますので、その状況を見ながら、今、駅の南側のほうがどちらかというと整備されているような状況なんですけども、北側に含めましても、ロータリーは今のところ整備予定はないんですけども、例えばロータリーだけではなくて駐輪場であつたりとか、そういった駅周辺の施設も含めて、今後どういった整備が望ましいかっていうのは状況を見ながら考

えていきたいなと思っています。以上でございます。

○会長 よろしいですか。

○副会長 はい。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 すみません、今さらながらのご質問をさせていただきたいんですが。

今回の件で、市街化調整区域から市街化区域に変わることなんですけど、でも、ここ調整区域のマンションとか住居が建ってますよね。それってごめんなさい、過去にあったのかもしれないんですけど、なぜこれができてたのかちょっと教えていただいでいいですか。

○会長 よろしいですか。

○事務局 こちらのマンションは市街化調整区域であるときに建っておるんですけども、当時、平成8年に建築確認がなされて建築されたものになっております。

平成8年の当時であれば、容積率・建ぺい率ともに400%と70%、現在よりも高い状態で設定がありましたので、適法に建てられた。ただ、次の年には調整区域につきましても、容積率・建ぺい率ともに200%と60%という決まりができましたので、特段、この度の線引き変更等がなくても、同じ規模では再建築することができないというものになっております。

○会長 それもあれですけど、当時の既存宅地制度があったということ。

要するに、そもそもマンションが市街化調整区域で建ったということの既存宅地制度について、少し説明いただいたらと。

○事務局 当時、調整区域内での建築は恐らく許可制度の中で建っておりますので、それも含めて適法に建てられたということになります。

○会長 適法であったということ。

○委員 適法、当時の。

○会長 当時の、でありました。よろしいですか。

○事務局 はい。

○委員 了解しました。住宅もあるということで適法であったというふうなことでしょうか。

○会長 当時ね。

○委員 当時はね、そういうことなんですね。分かりました。

せっかく準工業地域に変わっていくということですので、市街化になっていくということですので、先ほど副会長さんのほうからあったようにロータリーとか、また、松陰新田線の都市計画道路等もございますので、ここはしっかり計画を立てていかないと、また10年後、20年後のまちづくりに大きく影響するのかなと思うので、「はい、これで終わり」ではなく、やはり行政側の責任もあるのかなと思いますので、そこはしっかり考えていていただきたいなと思います。意見です。

○会長 ご意見として承ります。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員 ご説明ありがとうございました。私もそもそもの的なことでお聞きしたいことがあるんですけども、今回、市街化調整区域から市街化区域になって、そこで用途地域で準工業地域というものにするということなんですけども、今回、その上で、良好な居住環境を形成するようにということで地区計画をかけるということなわけですね。その上で、この江井ヶ島駅北地区というのは、地区計画の中で三つのゾーンに分けられていて、特に東側というのは先ほどのご説明のとおり、用途地域でいうと一中高レベルの制限をかけた形になっているというようなご説明やったと思います。

それに、すごくよく意図も分かるんですけども、今回、市街化区域に参入された地区、この江井ヶ島駅北地区っていうところの全体のイメージとして将来的に、良好な居住環境を目指していくということであれば、本来であれば、用途地域的に地区計



画をかけてっていうよりは、本来的にはもう用途地域自体を将来こういうふうなまちになったらいいなということで、そもそものこの用途地域を設定したらいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

ただ、多分、西側のエリアというのは住工混在であるとか、そういったようなことがあってのことだと思うんですけども、やっぱりそのあたり、例えば東側、一中高レベルにしますみたいなエリアだけでも、そういう住居系の用途にできなかった。その規模的な話なのか、何かその辺りのことがあれば教えていただけたらなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○会長        事務局、どうぞ。

○事務局        先ほど、先生がおっしゃってくださった住宅のほうの特化したエリアですね、ここだけを一中高にということなんですけれども、兵庫県の用途地域の見直しガイドラインというものがございまして、面的に広がる土地計画を基本として約5ヘクタールという単位が原則となってまいります。

では、全体的に一中高にしたらどうなのかというのもあるんですけども、そうなりますと、既存不適格が多くなり過ぎてしまうというところがございます。今回は一旦、準工業で既存不適格をなるべくなくしまして、その上で、エリアごとに不適切な用途を制限したいということで地区計画を設定しております。よろしく願いいたします。

○委員        ご説明ありがとうございます。規模が小さ過ぎて、そんなパッチワークでは駄目だという、そういうようなことなのかなと理解しました。そういう意味でいうと、地区計画をかけられて良好な居住環境を形成していくようにということなので、今後、時間をかけて、地域のよりよい環境づくりみたいなものにつながっていければいいなというふうに思います。ありがとうございます。

○会長        どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかご意見ないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思  
います。順次、案件ごとにお諮りさせていただきます。

まず、議案第2号「東播都市計画用途地域の変更」、明石市決定の案件でございま  
すが、案のとおり議決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第3号「東播都市計画高度地区の変更」、同じく明石市決定の案  
件でございりますが、案のとおり議決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第4号「東播都市計画特別用途地区の変更」、同じく明石市決定  
の案件でございりますが、案のとおり議決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第5号「東播都市計画地区計画（江井ヶ島駅北地区地区計画）の  
決定」、同じく明石市決定の案件でございりますが、案のとおり議決することでご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第6号「東播都市計画下水道の変更」、同じく明石市決定の案件  
でございりますが、案のとおり決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 ありがとうございます。

それでは、議案第2号から第6号まで案のとおり決させていただき、その旨を市長  
に答申いたします。なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただき

いと思います。

続きまして、諮問第1号「東播都市計画区域区分の変更（江井島地区）」、都市計画法の上位計画に当たります兵庫県決定の案件でございますが、案のとおりでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長       ありがとうございます。

続きまして、諮問第2号「明石市立地適正化計画の変更」、これは都市再生特別措置法に基づく明石市策定の案件でございますが、案のとおりでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○会長       ありがとうございます。

それでは、諮問第1号、第2号ともにご異議ないということでございますので、その旨を市長に答申いたします。なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任いただきたいと思います。

続きまして、4、その他としまして事務局から報告等何かございますか。

○事務局       都市計画審議会、本年度は3回開催いたしまして、今日が3回目ということで、本年度につきましては本日が最後の予定となっております。

来年度につきましては、通常でしたら8月下旬頃の開催を予定しておりますので、引き続きよろしく申し上げます。以上でございます。

○会長       それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

（閉会 午後2時37分）